

議案第61号

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年11月27日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による児童扶養手当法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出いたします。

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和41年葛飾区条例第26号）の一部を次のように改正する。

付則第9条第7項中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。